

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	枚方市 国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、国民年金事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和4年9月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	<p>・国民年金法に基づき国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者の資格取得・喪失手続、給付に係る申請書等の受理、第1号被保険者の保険料免除申請受付等を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 住民からの取得届、転入届に基づき、個人を単位とする国民年金加入情報等を編成し、国民年金被保険者情報を作成 ② 転居届、転出届、出国等の届出又は職権に基づく国民年金被保険者情報への、消除又は修正・変更 ③ 国民年金被保険者情報の正確な記録を確保するための措置 ④ 国民年金保険料の免除等の申請受付 ⑤ 老齢基礎年金ほか給付に係る請求手続きの受付 ⑥ 年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勧奨や免除勧奨等に必要な情報提供 ⑦ 受理した届出書等を日本年金機構へ進達及び厚生労働省への報告</p>
③システムの名称	①国民年金システム ②庁内連携システム ③可搬型窓口装置
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法別表第1の31の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の11の項(同条例施行規則第12条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する番号法別表第2の47、48、50の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 年金児童手当課
②所属長の役職名	年金児童手当課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 年金児童手当課 072-841-1407

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31項	・番号法別表第1の31の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2) ・番号法第9条第2項(枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項)	事後	
平成28年10月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	岡村 理恵	年金児童手当課長 岡村 理恵	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	年金児童手当課長 岡村 理恵	年金児童手当課長 箕浦 正揮	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の31の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2) ・同法第9条第2項(枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項)	・番号法別表第1の31の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の11の項(同条例施行規則第12条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の47、48、50の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条の2、26条の3、26条の4)	事後	
平成29年7月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月14日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	年金児童手当課長 箕浦 正揮	年金児童手当課長	事後	
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	2)基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付けが十分に行われるリスクへの対策は十分か	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	—	2)十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	IV. リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	—	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	2)十分である	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 8. 監査	—	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	—	2)十分に行っている	事後	
令和4年9月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第1の31の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の11の項(同条例施行規則第12条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する別表第2の47、48、50の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条の2、26条の3、26条の4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第1の31の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の11の項(同条例施行規則第12条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する番号法別表第2の47、48、50の項 	事後	
令和4年9月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市役所 健康部 年金児童手当課	市民生活部 年金児童手当課	事後	
令和4年9月14日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課 072(841)1221	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	
令和4年9月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 健康部 年金児童手当課 072(841)1221	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 年金児童手当課 072-841-1407	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月14日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月14日	I 関連情報 1. 特定湖ン情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①国民年金システム ②庁内連携システム ③ ねんきんネット	①国民年金システム ②庁内連携システム	事後	